

【新規水道加入者の皆様へ】 『加入金の減免について・お知らせ』

湖北水道企業団では、水道普及率向上を目的とし、平成28年4月1日以降の新規水道加入者及び口径変更（増径）の申込者に対して引き続き加入金の減免措置を実施します。

1. 減免の対象

新規水道加入者で別表：1、または別表：2 及び既加入者で別表 3 に該当する者。

※平成25年4月1日からは、口径変更（増径）の申込みも減免の対象となります。

（別表：1）

給水管の口径	区分	申込時において、自家水等の水源を使用している新規申込者（一般家庭用）		新規申込者（一般家庭用）	
13 ミリメートル		54,000円 →	免除	54,000円 →	免除
20 ミリメートル		86,400円 →	免除	86,400円 →	32,400 円
25 ミリメートル		162,000円 →	75,600 円	162,000円 →	108,000 円

1. 加入金の額から54,000円を減免することを基本とします。

なお、自家水等を使用している者が、湖北水道企業団の上水道に切り替えることを目的として申込を行う場合には86,400円を減免します。

2. 減免対象とする用途種別は一般家庭用とします。

3. 口径13ミリメートルの申込については用途区分条件があります。

（別表：2）

給水管の口径	区分	新規の申込者で別表：1の区分に該当しないもの
13 ミリメートル ？ 50 ミリメートル		一律 10,800 円 減免

（別表：3）

給水管の口径	区分	既加入者の口径変更（増径）の申込
20 ミリメートル ？ 50 ミリメートル		一律 10,800 円 減免

2. 減免の期間

平成28年4月1日以降に新規の申込及び既加入者で口径変更（増径）の申込があったもの。

※注意事項

別表第1の該当者は、給水開始後継続して6年間は湖北水道企業団の水道水の供給を受けなければなりません。所有権、使用権等に移転したときも同様とします。これに反した場合は加入金減免相当額を支払わなければなりません。（湖北水道企業団水道事業における水道加入金の特別措置に関する規則によります。）ただし、別表：2・別表3の該当者には適用しません。

3. 減免の申請

加入金の減免を受けようとする場合は「湖北水道企業団水道事業における加入金の特別措置に関する減免申請書（様式第1号）」を給水装置工事申請書と合せて申込みください。

なお、申請手続は指定給水装置工事事業者をとおして行ってください。

平成28年4月1日

お問い合わせは施設課までお願いいたします。

湖北水道企業団 ☎ 0299-24-3232